

所長	次長	班長		

解体工事発注仕様書

令和 6 年度

吉川区旧泉谷小学校解体工事



施工地名 上越市 吉川区泉谷 地内

上越市吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

所長	
----	--

令和 6 年度

吉川区旧泉谷小学校解体工事発注仕様書

上越市吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

本仕様書は、吉川区旧泉谷小学校解体工事に適用する。
入札にあたっては、本仕様書及び現場を熟覧のうえで応札のこと。

1 工事概要

(1) 一般概要

本解体工事に際しては関係法令、規則、諸通達を遵守し、安全かつ適正な解体工
事を実施することはもとより、周辺環境に対しても、十分配慮して行うこととする。
解体工事の完了後は、現状 GL まで埋戻しのうえ地盤になじみよく平坦に整地を
行う。
また、雨水等が滞留する恐れがある場合は、適切な排水路を考慮する。

(2) 工事名称

吉川区旧泉谷小学校解体工事

(3) 工事場所

上越市 吉川区泉谷 地内

(4) 工 期

契約締結の日から 令和 6 年 12 月 25 日まで

(5) 工事範囲概要

① 工事場所及び敷地面積（案内図は別添のとおり）

地名地番	敷地面積
上越市吉川区泉谷 23 番地 2	4290.61 m ²

② 解体（除却）対象建築物等 （別添配置図のとおり）

棟	構造	棟数	階数	床面積(㎡)	備考
【対象建築物】					
校舎棟	鉄骨ブロック造	2	2	654.5	建屋、基礎共
体育館棟	鉄骨造		1	434.2	
【地下埋設物】					
トイレ浄化槽	不明				
【その他】					
外構解体	アスファルト、 植栽、石碑等	1 式			
酒造側取合い改修	鉄骨造	1 式		9.00	

③ 解体除却工事範囲等（詳細は添付図面参照）

解体は、分別解体とし、本仕様書に基づき解体工事を実施する。

ア．解体対象建築物の校舎棟、体育館棟は、土間及び基礎及び地下埋設物まで建物敷地内全てのものを解体撤去処分する。

イ．外構解体工事については、敷地内の立木伐根、石碑、ＣＢ塀、地先ブロック、ＡＳ舗装、ＣＯ舗装、池、自転車小屋等について解体撤去処分とする。

ウ．電気メーターは取り外して電力に返却。

エ．水道メーターは取り外してガス水道局に返却。

オ．仮設の工事用水及び工事用電力は受注者負担とする。

カ．アスベスト含有建材があるとみなして、適切に処分すること。

キ．予期せぬ埋設物や酒造側取合い改修等で、変更が必要となった場合は協議することができることとする。

ク．敷地内は解体除却後の状態で整地を行うが、基礎、地下埋設物等の撤去後の状態を監督員立会いの下確認し、協議を行うこと。

ケ．敷地外工作物の破損の恐れがあるなど、上記によりがたい場合や、敷地境界に接する工作物の撤去は監督員と協議を行うこと。

コ．添付図以外の図面は、受注後貸出可とする。

サ．防災行政無線のマストについては、撤去しないこと。

*使用されているアスベスト建材一覧

作業レベル	部位	建材名
レベル 1	—	—
レベル 2		
レベル 3	天井・壁・床等 外壁塗材	ボード、P タイル

※レベル 3 の建材及び石綿含有仕上塗材は、全ての部位の分析を行っていないが
石綿調査分析を行い、含有していればアスベスト含有建材として撤去処分する。

2 建物等の解体・撤去並びに跡地整地工事仕様書

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）以下、「建設リサイクル法」という。）により分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を有する工事であり、分別解体等を行い、特定建設資材廃棄物の再資源化等を図るものとする。

（1）一般的事項

① 適用範囲

ア. 本仕様書は、当該工事に係る、工作物、建築設備、電気設備、機械設備、家具及び付属設備等（以下建築物等という。）の解体工事に適用する。

イ. 本仕様書に規定する事項は、定めがあるものを除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

② 建築物等の解体に当たっては、建設リサイクル法及び石綿障害予防規則（（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）以下「石綿則」という。）並びに関連する法令を遵守し、特に工事現場の施工・管理等は適切に行うものとする。

③ 解体する物件は、「前記 1-（5）- ② 及び ③」に掲げる建築物等及び監督員が指示する物件とする。

④ 建築物等の解体に当たっては、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、労働安全衛生に十分配慮するものとする。

⑤ 官公庁その他への届出手続等

ア. 解体工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。

イ. 前項に規定する手続を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督員に報告すること。

ウ. 必要に応じて、工事場所周辺へ事前に工事に関する説明を行うこと。

⑥ 疑義に関する協議等

仕様書に定められた内容に疑義が生じたり、現場納まり又は取合等の関係で、仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じたりした時は、監督員と協議すること。

⑦ 解体材の処理等

ア. 受注者自ら解体材の処理（分別、保管、収集、運搬、処分の一連の行為をいう。以下同じ。）を行う場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（（昭和 45 年 11 月 25 日法律第 137 号）以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。

イ. 解体材の処理の一部又は全部を下請人に委託するときは、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得しているものに委託すること。

ウ. 解体材の分別を徹底し、再利用及び再生資源化に努めること。

エ. 解体材の処理費用は、実績を確認のうえ変更協議できるものとする。

⑧ 建設リサイクル法に関する事項は以下のとおりとする。

ア. 「通知書」を作成し、監督員に提出する。(第 11 条)

イ. 受注者は施工計画書提出時に「分別解体計画書」及び「説明書」を発注者に提出し説明すること。(第 12 条)

ウ. 受注者は、告知書に通知書の写しを添付し下請け人へ告知。告知書の写しを施工計画書へ添付すること。(第 12 条)

エ. 変更がある場合は速やかに協議すること。(第 13 条)

オ. 完了時に報告書を発注者へ提出すること。(第 18 条)

カ. 各種様式については、落札決定後、協議するものとする。

(2) 特記事項

本工事の施工に当たり、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書（平成 31 年版）」によるものとする。

また、建設工事請負基準約款第 3 条に基づき「請負代金内訳書」を提出すること。
参考資料として、数量内訳書を添付する

(3) 仮設工事

本工事の施工に当たり、施工区域外にある市の敷地に詰所及び置き場等の設置を必要とする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとし、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

(4) 解体・撤去作業

① 本建築物には 1 (5) 表のとおりアスベスト含有材が施工されている。解体工事に当たり、表以外にアスベスト含有の疑いがあるものが発見された場合は、監督員へ報告し協議すること。作業に伴う計画、届出、措置、作業主任者の選任、特別の教育等を石綿則に基づいて適切に実施するとともに、工事現場の石綿等の有無及び石綿暴露防止対策の実施内容について、作業場の見やすい場所に掲示するものとする。

② 分別解体に当たっては、建設リサイクル法第 9 条第 2 項に定めるところにより、施工方法に関する基準として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年 3 月 5 日国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条」に規定する基準に従い、施工しなければならない。

③ 解体・撤去工事に当たり、火薬等による爆破は行わないものとする。

④ 解体・撤去により生じた施工地の凹凸は、現在の地盤になじみよくし、平坦に埋め戻すものとする。また、雨水等が滞留する恐れがある場合は、適切な排水路を考慮するものとする。

(5) 建物・工作物の解体・撤去に当たり次の措置を講ずるものとする

- ① 第三者に危害を及ぼさないよう防護措置を講ずるものとする。
- ② 騒音・振動の防止対策は、善良な管理者をもって対処するものとする。
- ③ 粉塵の作業区域外への飛散が危惧される場合には、防護網及び散水等により飛散防止措置を講ずるものとする。
- ④ 敷地境界の確認を行い、工事で移動する恐れがある場合は、関係者立ち合いの上、控え杭を事前に設置すること。

(6) 特定建設資材の再資源化等

特定建設資材廃棄物の再資源化等については、関係法令等を遵守するものとし、運搬及び処理は次により行うものとする。

- ① 特定建設資材廃棄物の運搬は、産業廃棄物の運搬業の知事許可を得た者とし、事前に当該事業者の「産業廃棄物収集運搬業許可証」(写)を提出するものとする。
- ② 特定建設資材廃棄物の再資源化等は、再資源化等をするための施設において行うものとし、当該処理施設が発行する受け入れ伝票の一覧表を作成し発注者に提出するものとする。(伝票は一覧表と確認後返却するものとする)

(7) 各種の手続等

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第15条に規定する「建築物除却届」が必要な場合は提出するものとする。

施設の撤去に当たっては、電気、ガス、電話、上下水道等事前に関係機関に必要な手続及び施工上の措置等について確認を行い、施工するものとする。

(8) 原状回復等

本工事の施工に当たり、工事対象物件及び監督員の指示による以外の物件を滅失又は毀損した場合は、発注者の指示に従って原状に回復し、又は損害賠償をしなければならない。

(9) 仮設物の撤去等

本工事完了後は、敷地等に設置した仮設物を撤去し、敷地内全体の清掃を行うこと。

(10) 提出書類

提出書類は下記を参考とし、監督員と協議すること。

- ① 実施工程表
- ② 施工計画書
- ③ 請負代金内訳書

④ 各種届出、手続

⑤ 工事打合せ簿

⑥ 工事施工写真

⑦ 竣工写真

⑧ 解体材処理状況記録

⑨ 完成図（地下部分に残っているものや設備関係を記録すること）

※①～③は着手前、速やかに提出すること。

また、竣工時には上記の書類をまとめ提出すること。